

18年度国民年金保険料納付率及び今後の対策

1. 18年度の国民年金保険料の納付率等

《公的年金加入者の状況（平成18年度末）》

○ 未納者（平成18年度末までの過去2年間の保険料が未納となっている者）は約322万人、
未加入者は約18万人。

公的年金加入対象者全体の約95%は保険料を納付(免除及び猶予を含む。)している。

※ 未納者と未加入者を合わせた約340万人は、公的年金加入対象者数の4.8%。

公的年金加入者 (7,041万人)					
第1号被保険者 (注1) 2,123万人		第2号被保険者 (3,839万人)			第3号被保険者 (注1) 1,079万人
未納者 322万人 (注3)	免除者320万人 特例者・猶予者 208万人	保険料納付者	厚生年金保険 (注1) 3,379万人	共済組合 460万人 (注4)	
第1号未加入者 18万人					

(注2) 未納者 322万人 (注3)
第1号未加入者 18万人 } 340万人

(注)1 平成19年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者(32万人)を含めて計上している。

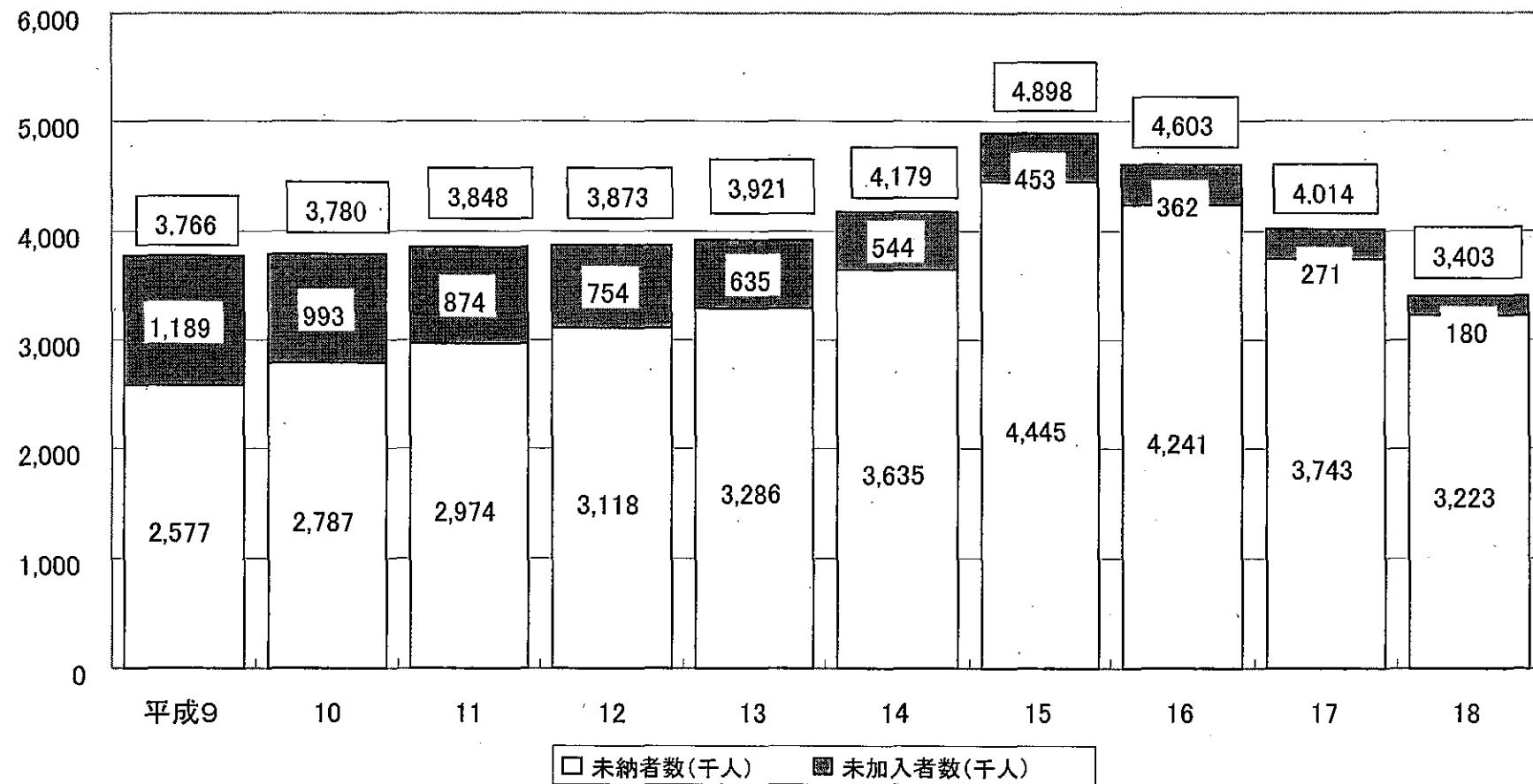
2 公的年金加入状況等調査の平成13年結果及び平成16年結果を線型按分した推計値。

3 未納者とは、24か月(17年4月～19年3月)の保険料が未納となっている者。

4 平成18年3月末現在。

5 ()内は、時点が異なる数値を単純合計して得られた暫定値。

公的年金制度における未加入者・未納者数の推移(平成9年度～18年度)

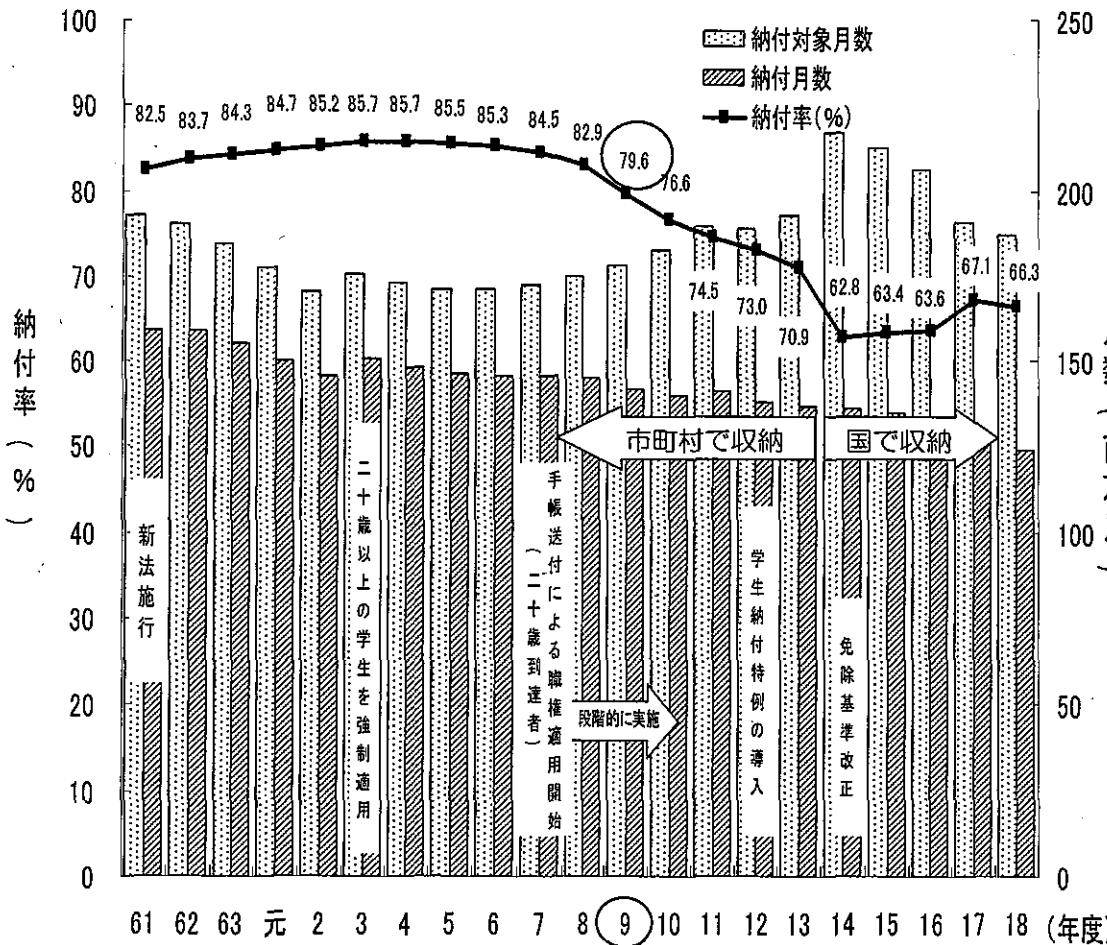


注)未納者とは、過去24か月の保険料が未納となっている者である。

注)平成17年度の未納者数は、不適正な免除手続の影響を排除した数値である。

注)平成10、13及び16年度の未加入者数は、公的年金加入状況等調査による。他の年度の未加入者数は、これらの年度から単純に線型推定したもの。

平成18年度の国民年金保険料の納付率等について



平成18年度の納付率は、66.3%
(対前年度比△0.8%)

$$\text{納付率} (\%) = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

・納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

納付率の推移

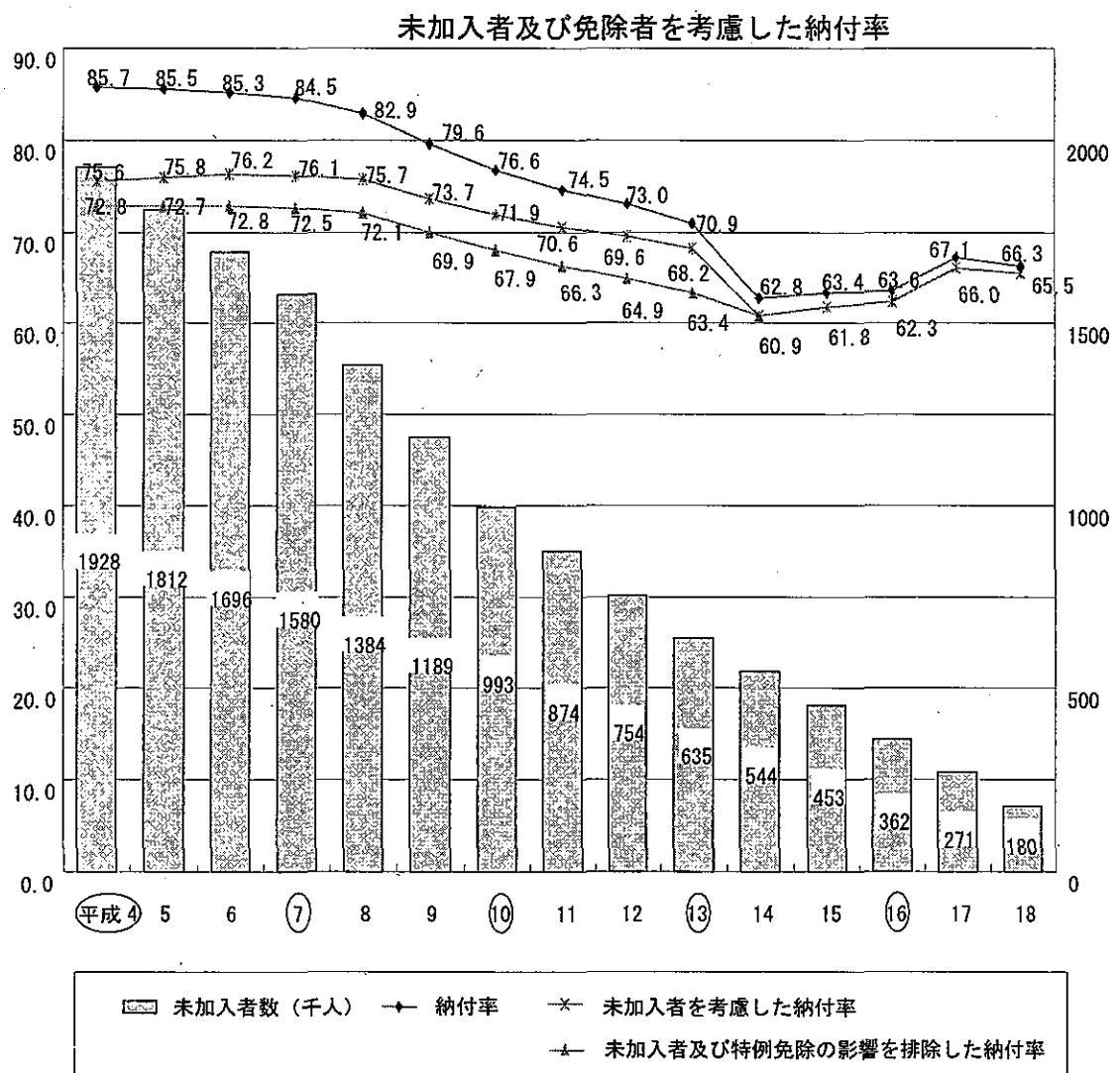
	15年度	16年度	17年度	18年度
15年度分保険料	63.4%	65.6%	67.4%	
16年度分保険料		63.6%	66.3%	68.2%
17年度分保険料			67.1%	70.7%
18年度分保険料				66.3%

※ 時効前（納期から2年以内）に納付する者を含めると約7割が納付
(目標納付率)

16年度目標	17年度目標	18年度目標	19年度目標
65.7%	69.5%	74.5%	80.0%

15年8月に国民年金特別対策本部において、中長期的な目標納付率(80%)を設定。
16年10月に行動計画において、年度別の目標納付率を設定。

国民年金保険料の納付状況等の推移及びその分析



(注)平成4, 7, 10, 13及び16年度の未加入者数は公的年金加入状況等調査による。
他の年度における未加入者数は、これらの年度から単純に線型接続したもの。

① 平成9年度以降、全ての市町村において20歳到達者で加入手続を行わない者に対する職権適用(国民年金手帳の送付)が行われた結果、未加入者(注)数が大幅に減少

(注)「未加入者」とは、国民年金の第1号被保険者に該当するが、加入手続を行っていないため、第1号被保険者として把握されていない者

② 平成13年度以前(地方分権前)には、現在の免除基準には該当しない者であっても、特例で免除が認められていた(特例免除)

(例)免除基準上非免除となるが所得が低いと考えられる者

○ ①未加入者の影響、②特例免除の影響を排除して納付率を算出することにより、市町村が保険料を徴収していた時代の納付率を現在と同じ条件で比較することが出来る(いわば実力ベースの納付率)。

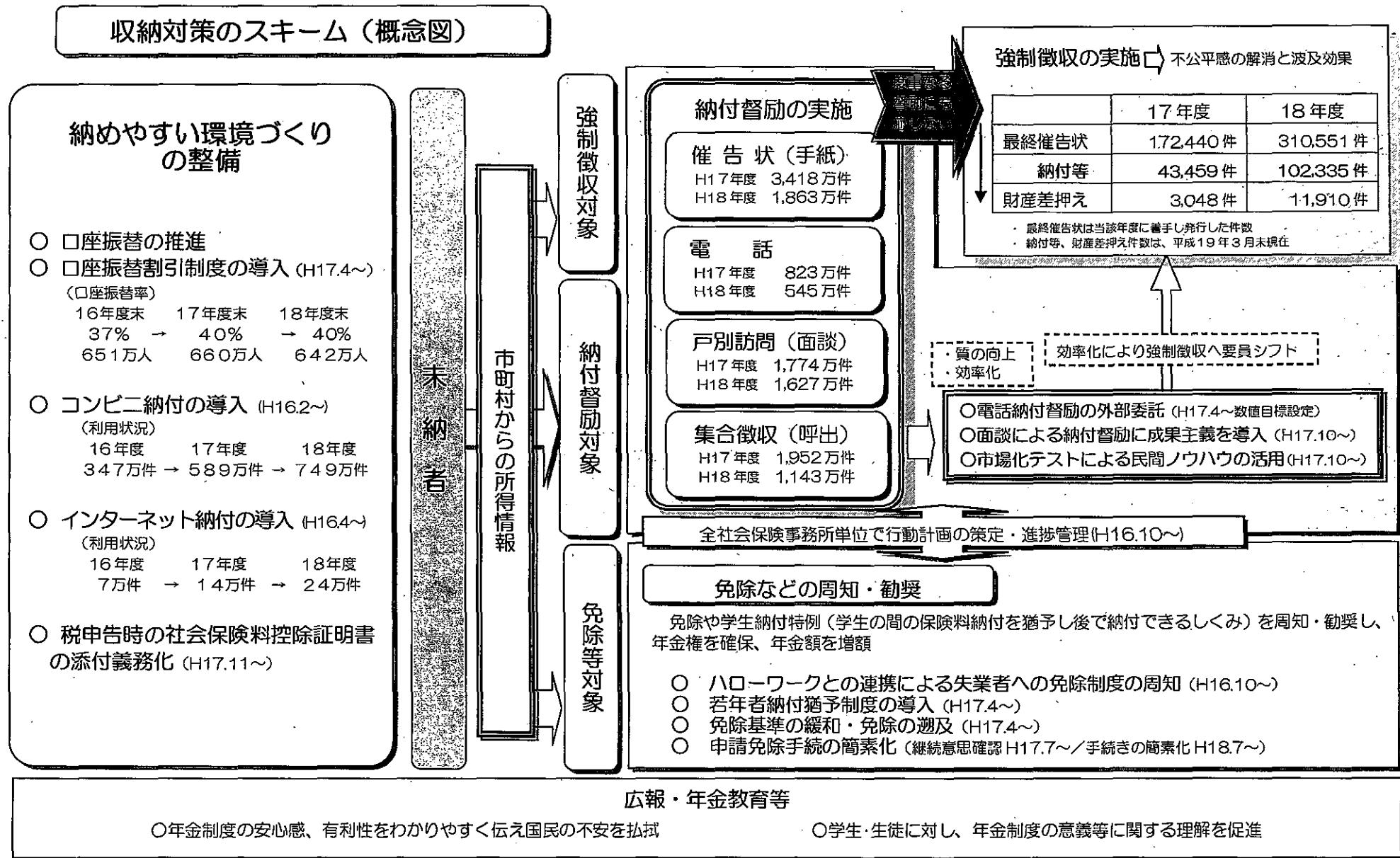
(注)未加入者及び特例免除を分母に加えることにより、納付率の比較を行う。

○ 平成9年度の納付率(79.6%)について、「実力ベース」での納付率を計算すると、次のとおり

●未加入者の影響を排除 → 73.7%

●未加入者及び特例免除の影響を排除 → 69.9%

2. 平成18年度の取組状況



行動計画に基づく平成18年度の取組結果

平成18年度の行動計画における取組結果については次のとおり。

《納付督励活動》

	①17年度の実施結果	②18年度の実施結果	対前年度比(②÷①)
電話納付督励	823万件	545万件	66.2%
再掲(委託)	498万件	396万件	79.5%
再掲(職員・収納指導員)	325万件	149万件	45.8%
戸別訪問督励	1,774万件	1,627万件	91.7%
再掲(国民年金推進員)	1,584万件	1,538万件	97.1%
再掲(職員・収納指導員)	190万件	89万件	46.8%
催告状	3,418万件	1,863万件	54.5%
集合徴収	1,952万件	1,143万件	58.6%

※市場化テスト実施事務所は納付督励を行わないことから対象となっていない。

(取組状況)

- 免除等の不適正事案の事後処理に労力を要し、職員による督励活動が十分に実施出来なかった。
- 免除等の不適正事案を踏まえ、免除の承認処理方法を大幅に見直し、9月から、審査の徹底、事務センターでの集約処理などの適正化を行ったことにより、承認処理により多くの労力を割くこととなったため、催告状の送付など納付督励の遅れにつながった。
- 委託による電話督励及び国民年金推進員による戸別訪問督励については、未納者数が減少していることから、件数は前年度実績を下回っているが、実施は確実に行えた。
- 催告状については、免除処理により多くの労力を割くこととなったため、未納者の確定が遅れ、未納者に対して一律に送付する催告状が秋まで送付できない状況であった。また、18年度からは送付対象者を未納者属性に応じて絞り込んで実施することにより効率化を図ることとしたところであり、送付件数が減少している。なお、集合徴収についても、未納者属性に応じて対象者を絞り込んで効率的・効果的に実施することとしたことなどから、対象件数が減少している。

《免除等勧奨》

	①17年度の実施結果	②18年度の実施結果	対前年度比（②÷①）
全額申請免除	291万件	186万件	63.9%
学生納付特例 若年者納付猶予	240万件 〔学生納付特例 177万件 若年者納付猶予 63万件〕	218万件 〔学生納付特例 176万件 若年者納付猶予 42万件〕	90.8%

※不適正な処理分を除いた実施結果である。

（取組状況）

- 免除等の不適正事案の事後処理に労力を要し、新規の免除対象者に対する勧奨は、10月まではほとんど実施出来なかった。
- 免除等の不適正事案を踏まえ、免除の承認処理方法を大幅に見直し、9月から、審査の徹底、事務センターでの集約処理などの適正化を行ったことにより、承認処理により多くの労力を割くこととなつたため、新たな免除等勧奨が十分に実施できなかつた。

《強制徴収》

	①17年度の実施結果	②18年度の実施結果	対前年度比（②÷①）
最終催告状発行	17万件	31万件	182.4%

3. 平成19年度の収納対策等について

平成19年度の収納対策の主な内容

1 所得情報の確実かつ早期取得



収納対策を効率的・効果的に実施していくためには、確実かつ早期に所得情報を取得することが前提。平成18年度は、10月末において80%の市町村から所得情報を取得。

平成19年度においては、9月には全市町村から情報取得し、さらに12月に追加情報を取得するよう取り組む。

2 未納者属性に応じた効率的・効果的な対策の全国展開



平成18年度に着手した未納者属性に応じた対策を、平成19年度は全国展開する。

さらに未納者属性を細分化し、地域の特性も踏まえ、工夫した対策を社会保険事務所毎に展開する。

3 強制徴収の充実・強化



平成18年度までは、最終催告状の発行を目標にして、強制徴収の流れ作りに取り組み、一定の成果を上げることができた。

平成19年度は、最終催告状の発行から、督促状、財産調査、差押えまでの取組を確実かつ速やかに実施し、強制徴収対象1件当たりの収納月数の増加を目指す。

4 市場化テスト実施事務所の拡大に伴う効率的・効果的な徴収体制の確立



市場化テストの実施事務所を、平成18年度の35カ所から平成19年度は95カ所に拡大。これまでの実績評価を踏まえて、収納率向上に寄与する要求水準の設定など、仕組みの改善を図るとともに、社会保険事務所と受託事業者が一体となって収納対策に取り組む連携体制を構築する。

5 個人別・実績ベースの進捗管理



平成18年度までの社会保険事務所毎の取組件数を管理する行動計画から、平成19年度においては、個人別の目標設定と実績管理による行動計画とする。